

鳥取県立白兔養護学校通学バス運行委託業務仕様書 (西方面コース)

1 運行経路及び停留所等

運行経路及び停留所	別添 1 (令和 6 年度通学バス西コースルート地図) 及び別添 2 (白兔養護学校 R 6 年度通学バス時刻表) による。 ※年度途中に出発地、停留所及び時刻を変更する場合がある。
所要時間	約 1 時間 1 0 分 / 便
輸送人員	学校が指定する児童生徒 1 7 人 (予定) 及び添乗する本校職員 1 人
運行回数	1 日 2 便 ※行事等の都合により 1 便になることがある。
運行距離	約 4 5 km (片道)
運行車両	受注者が保有する座席数 (補助席を除く。) 2 8 席以上の中型バスに限る

2 運行予定日数

- (1) 1 日 2 便 年約 1 2 1 日 (約 2 4 2 便)
- (2) 1 日 1 便 年約 8 0 日 (約 8 0 便)

3 受注者の添乗員職務

- (1) 通学バスの車内における児童生徒の監督
- (2) 児童生徒がバスに乗降する際の補助その他安全のための処置
- (3) その他、添乗する本校職員が指示したこと

4 その他の条件

- (1) 道路交通法等関係法令を遵守したうえで、急ブレーキ・急発進には特に注意し、カーブでの速度も極力控えるなど、乗車する児童生徒の障がいや状態を考慮した安全運転を行うこと。
- (2) 故障 (特に空調設備等 : 乗車する児童生徒が不快と感じるもの) 及び事故等の場合には、代替車両による運行を行うこと。(運行開始時刻にバスを配置できない場合は、ただちに学校に連絡して、代替車両を手配すること。)
- (3) 通学バスに使用する車内での喫煙については、貸切バス等で一般客によるもの以外可能な限り禁煙とし、児童生徒乗車前も含め乗車中は禁煙とすること。
- (4) 「運行記録日報」を整備し、バスの運行に関する記録を記載し、学校が求めたときには直ちに提出しなければならない。
- (5) 通学バス事業に係る権利または業務を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならないこと。

- (6) 正シートの背もたれ部分の高さは75cm程度以上であること及びシートベルトが設置されていること。
- (7) 必要に応じて、ジュニアシート、チャイルドシート（簡易なタイプ）を設置すること。
- (8) 荷物棚を有すること。
- (9) 任意保険 対人 1億円以上に加入していること。
- (10) 通学バスには専用携帯電話を常備すること。
- (11) 学校が行う通学バス運行に係る連絡会（予定回数年3回程度）に参加すること。
- (12) 学校が別途設置する通学バス安全装置について、安全確認のための操作等を行うとともに、設置・撤去の必要が生じた場合は協力すること。

5 その他留意事項（運行業務関係）

(1) 発注者

ア 発注者は、バスの運行を中止する場合は、前日午後5時までに受注者に連絡するものとし、非常事態等緊急に限り当日午前6時までに決定し速やかに連絡するものとする。

なお、上記の時間を超えて登下校の運行を中止した時は、別途協議する。

イ 発注者は、バスの運行に係る事項を定めた「通学バス運行要項」を作成する。

(2) 受注者

ア 発注者が「通学バス運行要項」を作成するとき、又は変更するときは、発注者の求めに応じて助言を行うこと。

イ バスの運行については、「通学バス運行要項」に定めるほか、添乗する本校職員の指示に従うこと。なお、事故や渋滞の場合、運転者は添乗する本校職員の求めに応じて運行に関しての助言を行うこと。

ウ 児童生徒の体調が急変した場合等緊急事態が発生した場合は、4（9）で配布する「通学バス緊急マニュアル」に沿って対応するほか、添乗する本校職員の指示に従うこと。

エ 運転者及び添乗員は特別支援教育に対し理解を有するよう指導を行うこと。

オ 運転者及び添乗員の代員を確保しておくこと。

カ 運転者及び添乗員の健康管理には十分留意し、インフルエンザ等感染性の疾病が疑われる場合等には、代員により業務を行うこと。

6 委託業務の実績報告及び委託料の支払

委託業務の実績報告（運行実績報告書の提出）及び委託料の支払は月ごとに行うものとする。